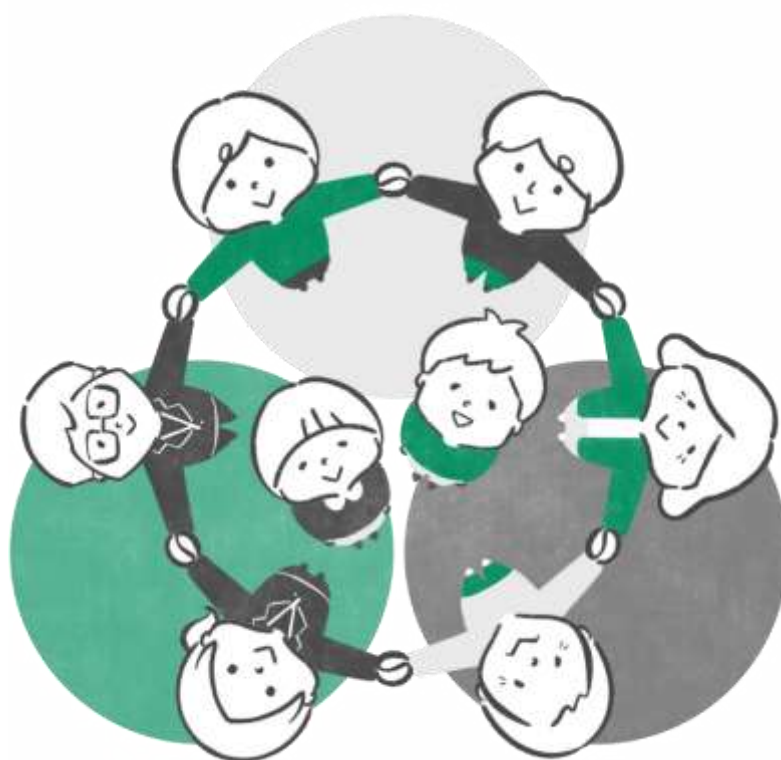


# 武蔵村山市青少年健全育成基本方針

【令和8年度～令和12年度】



令和8年3月

武蔵村山市青少年問題協議会



## 1 趣旨

次代を担う青少年が一人の人間として、権利や自由が尊重され、よりよい環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民全ての願いです。

しかし、今日の青少年をとりまく環境を見ると、少子化の進展、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支える重要性が高まっています。

また、子どもの貧困、児童虐待、ヤングケアラーなど、青少年を取り巻く問題が多様化、複雑化していることに加え、スマートフォンやSNSを始めとする様々な機器やサービスが急速に普及し、青少年のインターネット利用の低年齢化が進む中、青少年の健やかな成長を阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。

このような状況の中で、青少年が心身ともに健康で心豊かに育つためには、家庭、学校、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、機能を十分に発揮しながら相互の連携及び協力に努め、この課題に取り組むことが必要です。

そのため、武蔵村山市では、“人と人との絆を深め心豊かで健やかな子どもの成長を目指して”を基本目標に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針」を策定するものです。

## 2 基本目標

『人と人との絆を深め 心豊かで健やかな子どもの成長を目指して』

## 3 実施期間

令和8年度から令和12年度までの5か年の期間とします。

## 4 対象年齢

この方針でいう「青少年」とは、子どもから大人への発達の過程にある者とし、乳幼児から18歳未満の者までを中心に捉えています。

## 5 重点項目



**家庭における青少年の健全育成**  
～絆をつなぐ家庭づくりと家庭の教育力の向上～



**学校における青少年の健全育成**  
～学校活動を通して生きる力を育む～



**地域社会における青少年の健全育成**  
～地域社会の連携による地域の教育力の向上～



**行政における青少年の健全育成**  
～家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり～

### 施策の方向

施策の方向として、武蔵村山市は、青少年の健全育成のためには、『絆』が大切であると考えています。青少年が、家族とのつながり、友達とのつながり、学校や地域社会とのつながりを感じ、人と人との絆の中で、自分を取り巻く社会や環境と関わり強く生きていくことが重要であるからです。

青少年の健全育成を効果的に進めていくためには、家庭、学校、地域社会及び行政がもつ機能をそれぞれが十分に発揮すると同時に、全てが有機的に連携することが必要です。

武蔵村山市は、家庭、学校、地域社会に対し、必要な支援を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。また、家庭、学校、地域社会及び行政の連携強化に向けた施策を推進します。



## 家庭における青少年の健全育成

### ～絆をつなぐ家庭づくりと家庭の教育力の向上～

---

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころです。子どもたちにとって家庭は、地域社会の一員となる最初の場となります。家庭において、このような働きが十分に発揮されるためには、家族みんなの心がつながる明るい家庭づくりを進めることが大切です。

また、乳幼児にとっては、家族との関わりが心の発育に大きな影響を与えることから、乳幼児と家族との関わりを地域や行政で支えていくことが健全育成の土台となります。

- ① 心が通い合う明るい家庭をつくる。
- ② 家庭で基本的な生活習慣を身に付けられるようにする。
- ③ パソコン、スマートフォン、ゲーム機器等のデジタル機器の適正な使い方を考える。
- ④ 物事の善悪や社会のルールを教える。
- ⑤ 家族で地域行事やボランティア活動などに参加する。





## 学校における青少年の健全育成 ～学校活動を通して生きる力を育む～

学校では、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、自ら学び、考え、よりよく問題を解決することができる「生きる力」を育てることが大切です。

また、まちづくりの視点を取り入れた学習を通じ、児童・生徒が地域について興味や関心を持って問題解決に取り組む姿勢を培います。

地域社会と連携し、生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

- ① 学校活動を通して人権教育を推進する。
- ② 学校活動の中で、自分で考えて行動し、困難な出来事を乗り越える力を育てる。
- ③ 自然体験や社会体験を通して、自然保護やボランティア活動に関する意識を育てる。
- ④ 子どもが地域の人々と関わりながら本市への理解と愛着を深められるよう、まちづくり学習を推進する。
- ⑤ 体験活動や異年齢との交流などを通して、社会のルールや職業観を学べるようにする。





## 地域社会における青少年の健全育成

### ～地域社会の連携による地域の教育力の向上～

地域社会は、家庭、学校とともに青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立心を育成していく場として、大切な役割を果たしています。

このため、地域では、青少年が自主的に社会活動に加わることができるよう、地域ぐるみで青少年の育成を支援する必要があります。

また、地域の人々が、他人の子にも目を向け、心豊かな関わりがもてるよう、各種の行事や活動の活性化を図ることが求められます。

- ① 地域の様々な年代の人々や団体などが連携し、子どもが外遊びやスポーツ、文化活動などの多様な体験ができるようにする。
- ② 地域住民と学校が連携・協働し、児童や生徒の学習支援や学校行事の支援を行う。
- ③ 地域で安心して過ごすことができるよう、地域住民による子どもの見守り活動を行う。
- ④ お祭り、地域の行事、地域ボランティア活動などに青少年が積極的に参加できるようにする。
- ⑤ 地域で活動する団体が行う文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通して社会教育の充実を図る。





## 行政における青少年の健全育成 ～家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり～

青少年の健全育成を効果的に進めるためには、家庭、学校及び地域社会が持つ機能をそれぞれが十分に発揮することが必要です。

そのために、行政は、家庭、学校及び地域社会に対し必要な支援を行います。

また、悩みや不安を持つ青少年や子育て家庭の身近な相談機関としての機能を充実させるなど、地域の様々な関係機関と連携・協力して、青少年の健全育成を図ります。

- ① 子育て支援に関する情報を広く発信する。
- ② 青少年や子育て家庭の悩みや不安を相談できる相談窓口の情報を広く発信する。
- ③ 様々な手法により青少年の意見を聴く機会を作る。
- ④ 青少年の視点に立ち安心して過ごせる居場所の充実を図る。
- ⑤ 学校や関係団体との連携を図り、青少年に係る施策を総合的に推進する。



參考資料

# 1 武蔵村山市青少年問題協議会条例

昭和 35 年 7 月 12 日  
武蔵村山市条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、武蔵村山市に市長の附属機関として、武蔵村山市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 15 人で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 1 人
- (2) 学識経験者 7 人
- (3) 関係行政機関の職員 6 人
- (4) 教育長

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 41 年 12 月 19 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 9 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 45 年 9 月 29 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 46 年 3 月 22 日条例第 12 号）

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 48 年 3 月 15 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 4 月 1 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 26 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 8 日条例第 3 号）

この条例は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 12 日条例第 33 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 9 日条例第 27 号）

この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 4 日条例第 8 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 武蔵村山市青少年問題協議会委員名簿

(令和7年10月1日現在)

| 氏名     | 選出区分      | 所属等                     |
|--------|-----------|-------------------------|
| 山崎 泰大  | 市長        | 武蔵村山市                   |
| 池谷 光二  | 教育長       | 武蔵村山市                   |
| 清水 彩子  | 市議会議員     | 武蔵村山市                   |
| 金井 阿佐乃 | 学識経験者     | 青少年対策地区連絡会代表            |
| 小川 育男  | 学識経験者     | 民生委員・児童委員代表             |
| 土方 靖夫  | 学識経験者     | 武蔵村山市体育協会会長             |
| 波多野 博  | 学識経験者     | 青少年補導連絡会会長              |
| 石橋 修   | 学識経験者     | P T A連合会代表              |
| 平井 洋孝  | 学識経験者     | 北多摩西地区保護司会武蔵村山分区長       |
| 加藤 節子  | 学識経験者     | 東京家庭裁判所立川支部主任家庭裁判所調査官   |
| 渡邊 良平  | 関係行政機関の職員 | 警視庁東大和警察署生活安全課長         |
| 矢崎 新士  | 関係行政機関の職員 | 東京都小平児童相談所長             |
| 野口 寛之  | 関係行政機関の職員 | 警視庁生活安全部少年育成課立川少年センター所長 |
| 梶原 敏幸  | 関係行政機関の職員 | 都立武蔵村山高等学校校長            |
| 細田 真司  | 関係行政機関の職員 | 市立第二小学校校長               |
| 福泉 宏介  | 関係行政機関の職員 | 市立小中一貫校大南学園第四中学校校長      |

## 3 武蔵村山市青少年問題協議会開催経過

| 日時・場所  | 会議の開催経過  |
|--|--|
| 日時：令和7年7月28日（月）<br>午前9時30分から<br>場所：武蔵村山市役所 301 会議室 | 第1回<br>議題(1) 武蔵村山市青少年問題協議会副会長の選任について<br>議題(2) 令和7年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）について<br>議題(3) 武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定について<br>議題(4) 武蔵村山市における青少年の健全育成について |
| 日時：令和8年3月16日（月）<br>午後3時から<br>場所：武蔵村山市役所 301 会議室    | 第2回<br>議題(1) 武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定（令和8年度～令和12年度）について<br>議題(2) 武蔵村山市における青少年の現況等について   |

## 4 武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会設置要綱

令和2年12月25日  
武蔵村山市訓令（乙）第223号

（設置）

第1条 武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定について検討するため、武蔵村山市青少年問題協議会（以下「青少年問題協議会」という。）に武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、青少年健全育成基本方針の策定について検討し、青少年問題協議会へ報告する。

（組織）

第3条 委員会は、青少年問題協議会委員から互選される6人の委員をもって組織する。

（座長及び副座長）

第4条 委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、座長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第6条 座長、副座長及び委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令（乙）第50号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 5 武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会委員名簿

(令和7年10月1日現在)

| 役職  | 氏名     | 所属等                |
|-----|--------|--------------------|
| 座長  | 清水 彩子  | 武蔵村山市議会議員          |
| 副座長 | 波多野 博  | 青少年補導連絡会会長         |
| 委員  | 金井 阿佐乃 | 青少年対策地区連絡会代表       |
| 委員  | 梶原 敏幸  | 都立武蔵村山高等学校校長       |
| 委員  | 細田 真司  | 市立第二小学校校長          |
| 委員  | 福泉 宏介  | 市立小中一貫校大南学園第四中学校校長 |

## 6 武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会開催経過

| 日時・場所  | 会議の開催経過  |
|--|--|
| 日時：令和7年10月27日（月）<br>午後2時から<br>場所：中部地区会館 403 集会室<br>（市役所4階）   | 第1回<br>議題(1) 武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会正副座長の選出について<br>議題(2) 武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定について |
| 日時：令和7年12月22日（月）<br>午前10時から<br>場所：中部地区会館 402A 学習室<br>（市役所4階） | 第2回<br>議題(1) 武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定について   |



武蔵村山市青少年健全育成基本方針（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月発行

発行・印刷 武蔵村山市青少年問題協議会

事務局 武蔵村山市子ども家庭部子ども政策課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042-565-1111（内線：175）



武蔵村山市